

長崎県空港活性化推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、長崎県空港活性化推進協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の協力のもと、官民一体となって、長崎県内空港の利用促進、本県交通網の充実、空港機能の整備、県内空港に関する諸問題改善の具体的方策の研究・実践を行い、空港を核とした地域の活性化を強力に推進することを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、次に掲げる関係機関の代表者及び本会の目的達成に賛同する者をもって構成する。

- (1) 県及び県内各市町の代表者
- (2) 県及び県内各市町の議会の代表者
- (3) 県及び県内各市町の産業経済団体並びに関係団体の代表者
- (4) 県内民間企業の代表者
- (5) 一般県民及び近隣地域の本会の趣旨に賛同する者

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県内空港の国内航空路線の利用促進と拡充
- (2) 県内空港の離島航空路線の利用促進と拡充
- (3) 県内空港の国際定期航空路線及び国際チャーター便の利用促進と拡充
- (4) 県内空港の利用促進に資する広報宣伝活動
- (5) 関係諸団体との連携と県民運動の展開
- (6) 国会、政府関係機関等への陳情、要望
- (7) 県内空港の諸問題に関する調査、研究
- (8) その他この会の目的を達成するための必要な事業

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 若干名
理事 若干名
監事 2名

- 2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間、前任者がその職務を行うものとする。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表して、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し本会の運営にあたる。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第7条 会議は、総会及び理事会とする。

(構成)

第8条 総会は、第3条に掲げる者をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第9条 総会は、予算、事業計画の決定、その他会の重要な事項を審議決定する。

- 2 理事会は、総会に次ぐ議決機関であって、総会の諮問事項等について審議決定、総会の決定した重要事項の執行並びに総会の議決を要しない会務を行う。

(会議の招集)

第10条 総会、理事会は必要の都度、会長が招集する。

(幹事会)

第11条 本会に幹事会を置き、本会の重要業務について企画・立案にあたるものとする。

- 2 幹事は、会長が委嘱する者をもって充てる。
- 3 幹事会は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成 19 年法律第 59 号) 第 6 条に規定する協議会の性格を有するものとし、「地域公共交通総合連携計画」の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整をおこなうことができるものとする。

(空港戦略会議)

第12条 理事会の諮問機関として、本会に空港戦略会議（以下、「戦略会議」という。）を置き、県内空港にかかわる諸問題改善のため、具体的改善策の検討・提言を行う。

- 2 戦略会議の構成員の選任等については、会長が別に定める。

(支 部)

第13条 本会に支部を置く。

- 2 支部の設置に関しては、会長が別に定める。

(事 務 局)

第14条 本会の事務局は、長崎県地域振興部交通政策課に置き、長崎商工会議所、長崎空港ビルディング株式会社と連携して業務を行う。

- 2 事務局に次の職員を置くことができる。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 事務局長 | 長崎県交通政策課長 |
| (2) 事務局次長 | 同 総括課長補佐 |
| (3) 書 記 | 同 航空班員及び本会職員 |

(会 計)

第15条 本会の経費は、加盟各団体等の補助金、分担金及び会費並びに寄付金等をもって財源とする。

- 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(そ の 他)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、平成 21 年 3 月 25 日から施行する。